

令和3年4月13日

令和3年度第1回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和3年4月13日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和3年4月13日（火曜日） 午後2時06分

4. 議案

- 議案第197号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第198号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第199号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第200号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 議案第201号 相続税の徴収猶予に関する証明書の交付について

- 報告第130号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第131号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第132号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第133号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 堤 武久
11番 豊川 明子	12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 澤田 今日一		
-----------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 忠則
10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎	13番 石川 正光
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	16番 天内 輝明
19番 細川 隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

12番 齊藤直美	17番 三上紘史	18番 出町鉄昭
----------	----------	----------

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	加藤文男	事務局 次長	竹内 芳
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	長谷川 亘	主 幹	工藤 武
主 査	山内 武志		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、令和3年4月青森市農業委員会月例総会を開会いたします。
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中18名が出席しております。なお、推進委員の方は、16名が出席しております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。1番秋谷進委員、2番安部浩一委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。よろしくをお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたしました。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 197 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

それではご説明いたします。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 2 件、賃借権設定が 11 件及び使用貸借権設定が 2 件で合計 15 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、労力不足のためなどの理由で、譲受人又は借主については、自作地の拡張のためなどの理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している A3 版の調査書の記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 (福士修身会長)

それでは、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ、発言ください。

ご質問ある方はおりませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

それでは、本案についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、議案第 198 号、199 号及び 200 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

それではご説明いたします。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 7 件、利用権設定が 12 件の合計 19 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 12 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8 ページ目から 12 ページ目までの議案第 199 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

また、13 ページ目の議案第 200 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数は 2 件となっております。転貸予定内容につきましては、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、5 ページの所有権移転申請番号 168 番及び 169 番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（工藤隆正推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

それでは、申請番号 168 番及び 169 番について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ、発言ください。

○各委員

（意見なし）

が動機となりました。月見野の●●●●●●さんというところで、昨年およそ半年間研修させていただきまして自信にも繋がっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

はい、どうもありがとうございました。それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業経営をしていくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

それでは委員の方ご意見ありましたらどうぞ。どなたかございませんか。

○2番（安部浩一委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、安部委員どうぞ。

○2番（安部浩一委員）

2番安部と申します。2点程聞きたいのですけれども、作物はいいとしても、今研修に行ったところの方を除いて、農業をされていてつまずいたり、はたまた迷ったり、そうした場合に相談する相手はいらっしゃるのでしょうか。

○●●●●●氏

●●●●●●さんに行く契機となったのは、あおもり就農サポートセンターの●●さんという方にお世話になった際、●●さんから紹介していただいたからです。もし自分がやっていく中でつまずいた時には●●●●●●さんもそうですし、●●さんにも相談してやっていこうと考えております。

○2番（安部浩一委員）

それはいい事だと思いますし、必ずつまずく時があると思うのです。特に新規就農者にありがちなのは、途中で誰にも相談できずに悩んで挫折することが多いことです。私の経験から言いますと、あおもり就農サポートセンターさんもそうですけれども、青森市の農業政策課には大変いい職員ばかりいます。制度的なものの説明もそうだし、用事が無くても相談に行けば気にかけてくれる事もたくさんあるので、時間が許すのであれば、時々そちらにも顔を出して、自分の本当の思いなど、そういう事を伝えておくことが大事だと思います。研修先の●●●●●●さんも教えてくれるかもしれませんが、最終的にはこれから農業やっていく中で色々な就農設計で必要なものが出てくると思うのですよ。その際、力になるのは行政だと思うので、そういうところにもまめに顔を出して。無駄だと思いつつもそういう相談していくのも大事だと思うので、心掛けておいた方がいいと思います。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ご意見ある方、どうぞ。

○12番（長野英雄委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

長野委員どうぞ。

○12番（長野英雄委員）

12番長野です。よろしくお願ひします。3点程お聞きしたいと思ひます。現在の職業、会社勤めされているということですが、休日は週何日、月何日くらいですか。

それから、退職した後の事を考えてということですがけれども、退職年齢は65歳なのか60歳なのか。今の会社の定年退職年齢をお聞きしたい。

3点目、就農の動機が定年退職後の所得向上、年金生活だけではなかなか厳しいため、ということだったのでけれども、現在46歳で、仮に60歳定年といたしますと、大体15年後の事になると思ひます。そこで、15年後も枝豆一本でいくのか、それとも、非現実的でもかまいませんので、何か夢に描いている品目とか、将来の自分の農業経営方針があるのかを聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○●●●●氏

今の会社の休日ですが、週休2日制となっております。土日が休みではない週休2日となっております。

2点目の定年退職の年齢は60歳です。再雇用制度もあるのですが、ほぼほぼなされていないのが現状です。

3点目の質問、枝豆一本でいくのかということですが、枝豆一本だけではなくて、個人的な話ですが、私春菊が好きでして、春菊も植えたいと考えております。ですので、枝豆の他に春菊などといった野菜類も植えてみて、これは出来がいいとか、これを作るのが良くできているとか、そういったものをやっていく中で、この野菜もやっていこう、この野菜もやっていこうという風に考えています。

○議長（福士修身会長）

他にご意見ありましたらどうぞ。

はい、秋谷委員お願いします。

○1 番（秋谷進委員）

ご苦労様でございます。1 番秋谷です。農機具の保有状況、お尋ねします。主な農機具、これから買おうと思っているのでしょうか。そのあたりをお知らせ願いたいと思います。

○●●●●氏

農機具に関しては、営農計画書にもあります通り、枝豆もぎとり機、ネットで見たのですけれども、まめ太郎というものがございまして、こちらを購入しようと思っております。あと、畑を耕す上で面積的にも広いのですけれども、先日農地の所有者の方にご挨拶に行ったところ、トラクターを貸してもよいというお言葉をいただきましたので、もし本当なのであれば、そちらも利用していきたいと考えております。

○議長（福士修身会長）

他に。

○12 番（長野英雄委員）

すみません、1 点漏らしたので。1 年目から農協に出荷ということで書いていますけれども、現在、農協組合員になっていますか。それとも准組合員とか。もしなっていなければ、ぜひ農協組合員になっていただいた方が色々メリット等あると思います。農協の方のお知らせ、農家のご先輩方、素晴らしい方がいるので、融資など色々な補助事業を受けたらいかかなと。

組合員になっていないのであれば、なったほうが良いと思います。

○議長（福士修身会長）

だいぶ、ご意見が出ましたけれども、まだ質問ある方。

○7 番（山内洋一推進委員）

7 番山内と申します。単純にお聞きしますけれども、6 反歩で一人、枝豆をつけて雇用が何も無いという事は、世帯で5、6 年は150 日の週休2 日で営農するという事。私はこれでは絶対に出来ないと思いますけれども。

○議長（福士修身会長）

答弁ありますか。

○7 番（山内洋一推進委員）

はい。

○●●●●氏

私も正直なところ、最初はこの面積を全部一人で出来ないと思っておりました。ただ会社の方が2名程、自分も暇だから、別にお金いらないから手伝います、と言ってくれた方がおまして、その方々とも耕作することになりました。これは、営農計画書に記載されていないので申し訳ないのですが、作成した後にそういう話になりました。全てにおいて彼らをあてにしているわけではないのですが、3人いれば、ある程度はやっていけると考えております。

○議長（福士修身会長）

はい。まだご質問ある方おりますでしょうか。
よろしいですか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ございませんので、それでは●●●●さん。審議の結果は後日事務局からご連絡いたします。頑張ってください。どうも今日はお疲れ様でございました。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

次に12ページ目の利用権設定298番及び299番を審議しますが、申請者は、新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議をお願いいたします。

それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

ご苦勞様でございます。まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

●●●●と申します。本日はよろしく申し上げます。申請に至った理由は、農業は生涯続ける

ことができ、自分が頑張れば頑張った分結果につながるので、やりがいがある仕事だと思ったからです。品目は、青森県の特産品であるりんご等を栽培したいと考えています。これまで、知り合いの農家を手伝いながら、栽培管理について勉強してきました。今後は、その農家に指導していただきながら、頑張っていきます。

○議長（福士修身会長）

はい。それでは、●●●●さんに、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

はい、2番安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部と申します。2点お伺いします。1つはなぜシャインマスカットを選択したのかなど。

もう1点は先程の方にも言いましたが、農業をして壁に突き当たったり、色々なものに突き当たったりした場合、現在指導してくれている農家の他に、誰か相談相手はいるのかということを知りたいです。

○●●●●氏

まず、シャインマスカットの栽培についてですけれども、最近シャインマスカットがスーパーにも並んでいて、結構青森でも作る人が増えてきているので、自分でも挑戦したいなと思ったからです。

相談できる農家の人は何人かいるのですけれども、その中でも鶴田町のりんご農家の人に一番お世話になっているので、色々教えてもらいながら勉強しています。

○議長（福士修身会長）

他に。後はよろしいですか、2点お話もらいましたけれど。

○2番（安部浩一委員）

シャインマスカットは価格の面で取り組みたいという事でよろしいでしょうか。

○●●●●氏

はい、そうです。

○2番（安部浩一委員）

アドバイスになるかどうかは分かりませんが、手元に資料があつて、これはインターネットで見てもらえれば分かるのですけれども、今はもうぶどうやりんご等の果樹に関しては、なかなか難しくなっています。ただ価格が高いから作るのではなくて、作ってもいいけれども消費者の動向

を掴みながらやっていかなければいけないと思います。私もスーパーが好きでよく行きますけれど、山梨のシャインマスカットは、1つ3,980円などで売っていますし、鶴田町など地物のものは1,980円、1,000円くらい安かったと思います。それくらいで売っていると思うのだけれど、消費者の動向からは、バラ売りをして欲しいということと、生食の果樹の場合は安くて、安価なものほど売れるという、消費者の目からみたきちんとしたデータが出ているので、そういう風なデータを読み解きながら、シャインマスカットの栽培をした方がいいと思います。

私も、実は今年からハウスの中でやる予定で、研修にも家内が行きましたけれども、本当に難しいもので、良品になるのはなかなか難しいものです。くじけず頑張っていきながらも出来た商品に関しては、消費者の40.8%が一房ではなくバラ売りで販売してほしい、そういう風な事を望んでいるようです。こういう資料はインターネットで見られますので、農林水産省の資料を見ながら検討していけば、成功の一つの道筋になると思うので考えてみてください。

それから先程の相談の事は、青森の農業政策課の方などに時間がある限り色々相談して、様々な自分の思いなどの話をしてコミュニケーションを取った方が、後々自分のためにもなると思いますので、それも検討しながら実行してみてください。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方ありましたらどうぞ。

はい、秋谷さんどうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●さん大変ご苦労様です。4点程お尋ねしたいと思います。りんご作りについて知り合いを手伝って勉強したという事ですが、どれくらいの期間を手伝ったのか、これが第1点でございます。

次にスピードスプレーヤー、これお借りするようですが、薬などの関係で問題ないのか。借りる先の所有者など、その辺のお話を聞きたいです。

それから3点目は、今りんごがついている畑。これがわい化なのか、丸葉なのか、品種はどのものがついているのか、その辺を紹介いただきたい。

それから4点目、ぶどうはいつ頃から作付けする予定なのか、面積がどれくらいなのか、その辺をお聞きしたい。よろしく申し上げます。

○●●●●氏

手伝いについては、半年から7~8か月くらいしてきました。スピードスプレーヤーは持ち主が2台所有しているので、1台は自分が専属で使う予定です。今の畑は、丸葉で早生ふじとシナノゴールドとふじです。ぶどうは、来年の春から植えていきたいと思っています。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方いましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

○10番（佐藤量一推進委員）

10番佐藤です。●●さんは、先日私のところへシャインマスカットの件で相談に来てくれました。私も青森市ぶどう協会の会長をやっておりますので、シャインマスカットも栽培しております。ですから今後、●●さんが本当にぶどうをやるのであれば、私のところへいつでも相談に来て下さい。門戸を開いておりますので。以上です。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。他にご意見ある方いましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

おりませんね。それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。今日は本当にありがとうございました。ちなみに、●●さんの畑の浪岡の吉野田。私の地元でございますので、もし何かありましたらご相談に来てください。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

これより、13ページの利用権設定申請番号86番の審議を行うにあたり、工藤隆志委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（工藤隆志委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、申請番号86番について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

申請番号 86 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。工藤隆志委員を入場させてください。

（工藤隆志委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった所有権移転申請番号 168 番、169 番及び利用権設定 86 番を除く本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった所有権移転申請番号 168 番、169 番及び利用権設定 86 番を除く本案について、当該計画等とおおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

次に議案第 201 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

農地に関する相続税の徴収猶予を受けている方は、3 年毎に所轄の税務署に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている等の証明書を提出する必要があります。このことから、税の徴収猶予を受けている者が今回の証明願の申請に至った訳ですが、事務局において現地調査、農地台帳や農業所得の税務申告の有無について確認を行った

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 1 件です。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 132 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 9 件です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 133 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 2 件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

最後になりますが、事務局でその他何かありましたらどうぞ。

（先月の月例総会で秋谷委員より質問のあった、農地転用の申請者に関する事項について回答）
（4月6日（火）に開催した令和3年度第1回青森市農業委員会定例総会の資料の件について）
（次回の月例総会は5月12日（水）午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡）

（齊藤委員から、新規就農者に関して農業次世代人材投資資金を活用するかどうか事前に確認してほしい旨の要望）

（福士議長から、今後の月例総会について柳川庁舎での開催時は会長職務代理者を議長に指名する旨の連絡）

○議長（福士修身会長）

それでは、これを持ちまして令和3年度第1回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。
お疲れ様でございました。